

(地Ⅲ91)

平成26年7月17日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行等について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省健康局長より各都道府県知事等宛別添の通知がなされました。

本件は、中東呼吸器症候群を指定感染症に定めること、ベータコロナウイルス属MERSCORONAVIRUSを三種病原体等に指定すること等により、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制の整備等のため、所要の措置を講じるものであります。

また、これらに伴い、「感染症発生動向調査事業実施要綱」、「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」についても一部改正がなされております。

なお、本件は平成26年7月26日の施行、適用となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健発 0 7 1 6 第 1 7 号

平成 2 6 年 7 月 1 6 日

都 道 府 県 知 事
各 保 健 所 設 置 市 市 長 殿
特 別 区 区 長

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行等について

中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER S コロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）については、平成24年9月以降、アラビア半島を中心に多数の発症事例が報告されている。特に、平成26年4月以降、アラビア半島諸国における感染者が急速に増加するとともに、輸入症例が世界各地において報告されているため、日本国内においても、中東呼吸器症候群の患者が発生するおそれが高まっている。

本日、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成26年政令第256号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第257号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第258号）、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令（平成26年厚生労働省令第81号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第82号）が公布されたところである（別添1参照）。

これらの命令は、海外における中東呼吸器症候群の発生の状況等に鑑み、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のため、所要の措置を講じるものである。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

1 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の制定

- (1) 中東呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定めること。（第1条関係）
- (2) 感染症法第7条第1項の政令で定める期間は、中東呼吸器症候群については、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日（平成27年7月25日）までの期間とすること。（第2条関係）
- (3) 中東呼吸器症候群については、感染症法第8条第1項、第12条（第4項及び第5項を除く。）、第13条、第15条、第16条から第25条まで、第27条から第30条まで、第34条、第35条、第36条（第3項を除く。）、第37条、第38条（第7項を除く。）、第39条第1項、第40条から第44条まで、第57条（第4号から第6号までを除く。）、第58条（第8号、第9号、第11号、第13号及び第14号を除く。）、第59条、第61条第2項及び第3項、第63条、第63条の2、第64条第1項、第65条、第65条の3並びに第66条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読替えをすること。（第3条関係）

なお、中東呼吸器症候群については、別紙に掲げる感染症法上の措置を主として講じることができるものであること。
- (4) (3)において準用する感染症法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定すること。（第4条関係）
- (5) その他必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正

ベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスを感染症法第6条第22項の三種病原体等に指定すること。（第2条関係）

3 検疫法施行令の一部改正

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第3号の政令で定める感染症として中東呼吸器症候群を定めること。（第1条関係）
- (2) 中東呼吸器症候群の病原体の有無に関する検査の手数料を4, 150円と定めること。（別表第2関係）

- 4 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令の制定

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第3条第1項の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の規定を準用する場合における所要の読替えをすること。（本則関係）

- 5 検疫法施行規則の一部改正

中東呼吸器症候群の病原体に感染したおそれのある者については、仮検疫済証に付する期間は336時間を超えてはならないものとする。（第6条第2項関係）

第二 施行期日等

- 1 第一の命令は、公布の日から起算して10日を経過した日（平成26年7月26日）から施行すること。
- 2 第一の1の中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令及び同4の中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令は、同1の（2）の期間の末日限り、その効力を失うこと。

第三 その他

- 1 感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部について、別添2のとおり改正すること。
- 2 この改正は、平成26年7月26日から適用すること。

中東呼吸器症候群について講じることのできる主な感染症法上の措置

疑似症患者に対する適用（第8条第1項）

医師の届出（第12条）

獣医師の届出（第13条）

感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）

健康診断（第17条）

就業制限（第18条）

入院（第19条及び第20条）

移送（第21条）

退院（第22条）

感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）

ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）

物件に係る措置（第29条）

死体の移動制限等（第30条）

質問及び調査（第35条）

入院患者の医療（第37条）

※ 上記措置に附随する関係規定は省略している

※ 括弧内は、感染症法の条文番号

政 令

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十五号

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の実情及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。
第二十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第六十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項の表児童福祉法第二十條第五項の項及び母子保健法第二十條第五項の項を削る。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

文部科学大臣 下村 博文
内閣総理大臣 安倍 晋三

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十六号

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（中東呼吸器症候群の指定）

第一条 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。次条及び第三條第一項（同項の表を除く。）において単に「中東呼吸器症候群」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第八項の指定感染症として定める。

（法第七條第一項の政令で定める期間）

第二条 法第七條第一項の政令で定める期間は、中東呼吸器症候群については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

（法の準用）

第十三条 中東呼吸器症候群については、法第八條第一項、第十二條（第四項及び第五項を除く。）、第十三條、第十五條、第十六條から第二十五條まで、第二十七條から第三十條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條（第三項を除く。）、第三十七條、第三十八條（第七項を除く。）、第三十九條、第四十條から第四十四條まで、第五十七條（第四号から第六号までを除く。）、第五十八條（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九條、第六十一條第二項及び第三項、第六十三條、第六十三條の二、第六十四條第一項、第六十五條、第六十五條の三並びに第六十六條の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八條第一項	一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）
法第十二條第一項	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症	中東呼吸器症候群
法第十二條第二項	次に掲げる者	中東呼吸器症候群の患者
法第十二條第二項	第一号に掲げる者については直ちに	直ちに
法第十二條第二項	第二号に掲げる者については七日以内、その者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの	最寄りの
法第十二條第二項	同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に	直ちに
法第十二條第六項	第一項各号に規定する感染症	中東呼吸器症候群
法第十三條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型コロナウイルスエンザイム等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症と当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物	ヒトコブラクダ
法第十三條第二項	当該感染症に	中東呼吸器症候群に
法第十三條第二項	前項の政令で定める動物	ヒトコブラクダ
法第十三條第二項	同項の政令で定める感染症	中東呼吸器症候群
法第十三條第四項	同項の規定	前項の規定
法第十三條第四項	動物について	ヒトコブラクダについて
法第十三條第五項	第一項の政令で定める動物	ヒトコブラクダ
法第十三條第五項	同項の政令で定める感染症	中東呼吸器症候群

法第十五条第一項から第三項まで	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第十六条第一項	から前条まで	又はヒトコブラクダ
法第十七条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	(第四項及び第五項を除く)、第十三条及び第十五条
法第十八条第一項	一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状態病原体保有者	中東呼吸器症候群の患者
法第十八条第二項	患者及び無症状態病原体保有者	患者
法第十八条第四項	患者若しくは無症状態病原体保有者	患者
法第十八条第五項	患者又は無症状態病原体保有者	患者
法第十九条第一項	一類感染症	中東呼吸器症候群
法第十九条第一項ただし書	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関(結核指定医療機関を除く。以下同じ)に
法第十九条第三項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十条第一項	一類感染症	中東呼吸器症候群
法第二十条第二項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一条第一項及び第二項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一条第四項	一類感染症の病原体を保有しているかどうか	中東呼吸器症候群の病原体を保有しているかどうか又は当該感染症の症状が消失したかどうか

法第二十四条第三項 第一号	第二十條第一項(第二十六條において準用する場合を含む。)	第二十條第一項
法第二十四条第三項 第二号	第二十條第四項(第二十六條において準用する場合を含む。)	同条第四項
法第二十七條	延長並びに第三十七條の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担	延長
法第二十八條	第十九條第七項(第二十六條において準用する場合を含む。)	第十九條第七項
法第二十九條	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十四條	前条	第三十條
法第三十五條第一項	第三十三條	第三十條
	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
	当該感染症を人に感染させるおそれがある動物	ヒトコブラクダ
法第三十五條第四項	第二十九條第二項又は第三十一條第二項	又は第二十九條第二項
法第三十六條第一項	第三十條第一項又は第三十一條第一項	又は第三十條第一項
法第三十七條第一項	若しくは第二十条(これらの規定を第二十六條において準用する場合を含む。)	又は第二十条
法第三十八條第二項	第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関	及び第二種感染症指定医療機関
	病院(結核指定医療機関にあつては、病院若しくは診療所(第六條第十六項の政令で定めるものを含む。))又は薬局	病院
法第三十八條第三項	前二条	第三十七條
	感染症の患者及び新感染症の所見がある者	中東呼吸器症候群の患者

法第三十八條第四項	新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十八條第五項	一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十八條第六項	二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十八條第八項	一年前（結核指定医療機関にあっては、三十日前）	一年前
法第三十八條第九項	第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関	及び第二種感染症指定医療機関
法第三十九條第一項	又は第三十七條の二第一項の規定により	の規定により
法第四十條第一項	第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定による	同項の規定による
法第四十一條第一項	第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項	第三十七條第一項
法第四十二條第一項	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）若しくは第四十六條の規定により感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者（新感染症の所見がある者を含む。）以下この条において同じ。）	又は第二十条の規定により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所に入院した患者
	若しくは診療所から	又は診療所から
	医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者（第二十六条において読み替えて準用する第十条九条又は第二十条の規定により入院した患者を除く。）以下この項において同じ。）が緊急その他やむを得ない理由により、結核指定医療機関以外の病院若しくは診療所（第六条第十六項の政令で定めるものを含む。）若しくは薬局から第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療	医療

法第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項	同項
若しくは第二十条若しくは第四十六条	又は第二十条
感染症指定医療機関から第三十七條第一項各号	感染症指定医療機関から同項各号
場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関から第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合	場合
法第三十七條第一項及び第三十七條の二第一項	第三十七條第一項
（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する	に要する
法第五十八條第一号	第十四条から第十六条まで
法第五十八條第二号	第十七条又は第四十五条
法第五十八條第三号	第二十二條第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十八條第四項
法第五十八條第四号	第二十一条（第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十七条
法第五十八條第五号	（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する
法第五十九條	第四号
法第六十一條第二項	の費用及び同条第十二号の費用（第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療に係るものを除く。）
法第六十一條第三項	第九号まで及び第十四号並びに
法第六十三條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症
周合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）	場合
一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	中東呼吸器症候群
場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）	場合

法第六十三条第三項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型コロナウイルス感染症等感染症	中東呼吸器症候群
法第六十四条第一項	場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。） 前章 第十四条第一項及び第五項、第三十八条第一項 （同条第二項、第八項及び第九項の規定に於ては、結核指定医療機関に係る部分を除く。） 第三項から第五項まで、第四十三条（結核指定医療機関に係る部分を除く。） 第五十三条の二第三項、第五十三条の七第三項、第五十六條の二第七項並びに第六十條 ）及び 第二十五条第六項（法第二十六條において準用する場合を含む。） 第四号 第九号まで及び第十四号	場合 第六章 第三十八条第一項 、第四十条第三項から第五項まで並びに第四十三条 、前章及び 第二十五条第六項 第三号 第七号まで

（事務の区分）
第四条 前条において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十五条（第二項及び第三項を除く。）、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二條、第二十三條、第二十五条第四項、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項並びに同条第八項及び第九項それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（この政令の失効）

2 この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時まで第三条において準用する法第五十七條（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八條（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九條若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三條の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 （地方自治法施行令の一部改正）
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）
第三条において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十五条（第二項及び第三項を除く。）、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二條、第二十三條、第二十五条第四項、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項並びに同条第八項及び第九項（それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
総務大臣 新藤 義孝
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六十二条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。
十 ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十八号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「チクングニア熱」の下に、「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）を加え、「別表第二」を「同表」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

一件につき 二、四〇〇円

チクングニア熱	一件につき 二、四〇〇円	チクングニア熱
中東呼吸器症候群	一件につき 四、一五〇円	に改める。

附則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十九号

がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

がん登録等の推進に関する法律の施行期日は、平成二十八年一月一日とする。ただし、同法第十五条第二項及び第三項の規定の施行期日は、平成二十六年七月十七日とする。

総務大臣 新藤 義孝
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六十号

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令

内閣は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等で政令で定めるものは、厚生科学審議会とする。

附則

（施行期日）

1 この政令は、がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の規定の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。

2 厚生科学審議会令の一部改正

厚生科学審議会令（平成二十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「厚生科学審議会（以下「審議会」という。）を「審議会」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（所掌事務）

第一条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）の規定に基づきその権限に属せられた事項を処理する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六十一号

独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令

内閣は、独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十一条並びに附則第二条第一項、第二項及び第四項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（教育公務員の範囲）

第一条 独立行政法人日本医療研究開発機構法（以下「法」という。）第十一条の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）
二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

（研究公務員の範囲）

第二条 法第十一条の政令で定める研究公務員は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十五年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（独立行政法人日本医療研究開発機構の成立の時に於ける承継される国の権利及び義務）

第二条 法附則第二条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。
一 文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣の所管に属する物品のうち、それぞれ文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務
二 法第十六条各号に掲げる業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるものの以外のものであつて、文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するもの

○厚生労働省令第八十一号

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令(平成二十六年政令第二百五十六号)第三条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第十八条第二項の規定に基づき、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三十三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての説替えに関する省令を次のように定める。

平成二十六年七月十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三十三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての説替えに関する省令

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三十三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第十一条の規定の準用については、同条第二項第三号中「痘そう」とあるのは、「中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。)(痘そう)」と、同条第三項第一号中「重症急性呼吸器症候群」とあるのは「重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群」と読み替えるものとする。

告

○農林水産省令第九百八十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第七條第一項の規定に基づき、平成二十六年五月十二日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六條第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月十六日

1 登録番号 肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第100071号	化成肥料	ほう素苦土有機入り複	瀬戸内ケミカル有限	岡山県笠岡市神島外浦
生第100072号	化成肥料	有機入り化成888号	瀬戸内ケミカル有限	岡山県笠岡市神島外浦
生第100073号	化成肥料	有機入り化成888号	株式会社テクラ	愛知県常滑市泉町一丁目44番地
生第100074号	化成肥料	有機入り化成888号	株式会社テクラ	愛知県常滑市泉町一丁目44番地
生第100075号	化成肥料	有機入り化成888号	株式会社テクラ	愛知県常滑市泉町一丁目44番地
生第100076号	化成肥料	有機入り化成888号	株式会社テクラ	愛知県常滑市泉町一丁目44番地
生第100077号	化成肥料	有機入り化成888号	株式会社テクラ	愛知県常滑市泉町一丁目44番地
生第100078号	化成肥料	有機入り化成888号	株式会社テクラ	愛知県常滑市泉町一丁目44番地
生第100079号	化成肥料	有機入り化成888号	株式会社テクラ	愛知県常滑市泉町一丁目44番地

附 則

(施行期日)

1 この省令は、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行の日から施行する。

(この省令の失効)

2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第八十二号

検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三三三三六時間

附 則

この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百五十八号)の施行の日から施行する。

示

生第100080号	化成肥料	くみあい有機入りリベン	太平物産株式会社	秋田県秋田市明町三丁目3番1号
生第100081号	波状複合肥料	S B 複葉用液肥1号	ダン化学株式会社	静岡県静岡市八幡208番地の1
生第100082号	波状複合肥料	液肥70号	アグロカネショウ株式会社	東京都港区赤坂四丁目2番19号
生第100083号	配合肥料	CH33号	大陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山4番地
生第100084号	化成肥料	S C ニトロエース407	有限会社サン・チャイ	東京都杉並区成田東一丁目48番4号
生第100085号	化成肥料	フオワード複葉有機入り肥料	FORWARD 株式会社	東京都中央区京橋一丁目5番地の1
生第100086号	化成肥料	有機入り554	シーアイマテックス株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番1号
生第100087号	化成肥料	丸菱所度化成緑青特号	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内1丁目22番地
生第100088号	化成肥料	くみあい苦土アンガンホリ葉シアン入り化成855	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第100089号	化成肥料	化成肥料444	有限会社興農社	東京都千代田区神田錦町二丁目9番地
生第100090号	化成肥料	化成肥料482	有限会社興農社	東京都千代田区神田錦町二丁目9番地
生第100091号	化成肥料	マンガンほう素入り化成肥料14-16-16	三井物産アグロビジ	東京都中央区日本橋本町三丁目3番5号
生第100092号	化成肥料	化成肥料	東山物産株式会社	大阪府堺市堺区2丁目7番6号
生第100093号	化成肥料	硫黄アモンニ	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号
生第100094号	化成肥料	N 8 複葉油かす	興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号
生第100095号	化成肥料	重過リン酸カリ	日東エフジー株式会社	愛知県名古屋市中区荒瀬二丁目3-7
生第100096号	化成肥料	尿素46	かねさだ商事有限会社	福岡県福岡市中央区荒瀬二丁目3-7
生第100097号	化成肥料	化成850	日越化学株式会社	熊本県熊本市東区桜木五丁目7番30号
生第100098号	化成肥料	S K ミニナルマク	株式会社正栄商會	東京都江東区亀戸六丁目55番20号
生第100099号	化成肥料	硝酸石灰2号	アソブエ貿易株式会社	東京都千代田区神田明町二丁目10番地
生第100100号	化成肥料	ノネボン	三通国際商事株式会社	東京都江東区一之江七丁目35番22号
生第100101号	化成肥料	N K タナ	三通国際商事株式会社	東京都江東区一之江七丁目35番22号
生第100102号	化成肥料	ひまし油かす及びその粉末	株式会社中村商會	東京都中央区日本橋本町三丁目1番7号
生第100103号	化成肥料	塩化アンモニ	株式会社中村商會	東京都中央区日本橋本町三丁目1番7号
生第100104号	化成肥料	重過リン酸石灰	三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
感染症発生動向調査事業実施要綱	感染症発生動向調査事業実施要綱
第 1 （略）	第 1 （略）
第 2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。	第 2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。
1 全数把握の対象 一類感染症（略）	1 全数把握の対象 一類感染症（略）
二類感染症（略）	二類感染症（略）
三類感染症（略）	三類感染症（略）
四類感染症（略）	四類感染症（略）
五類感染症（全数）（略）	五類感染症（全数）（略）
新型インフルエンザ等感染症（略）	新型インフルエンザ等感染症（略）
指定感染症 <u>（107）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る）、（108）鳥インフルエンザ（H 7 N 9）</u>	指定感染症 <u>（107）鳥インフルエンザ（H 7 N 9）</u>
2 定点把握の対象 五類感染症（定点）（略）	2 定点把握の対象 五類感染症（定点）（略）
法第 1 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 （109）摂氏 3 8 度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは（110）発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）	法第 1 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 （108）摂氏 3 8 度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは（109）発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）

3 (略)

第3～第4 (略)

第5 事業の実施

1～3 (略)

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症
(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(109)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(110)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

3 (略)

第3～第4 (略)

第5 事業の実施

1～3 (略)

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症
(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(108)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(109)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5 \text{ 万人}) / 10 \text{ 万人}$

(3) (略)

5～6 (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。

ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5 \text{ 万人}) / 10 \text{ 万人}$

(3) (略)

5～6 (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。

ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 5 月 6 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 10 月 14 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 5 月 6 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 10 月 14 日から施行する。

感染症発生動向調査事業実施要綱

第1 趣旨及び目的

感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からはコンピュータを用いたオンラインシステムにおいて27疾病を対象にする等、充実・拡大されて運用されてきたところである。平成10年9月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」という。）が成立し、平成11年4月から施行されたことに伴い、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への的確な提供・公開について、同法第三章（第12条～第16条）による施策として感染症発生動向調査を位置づけ、医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。

第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

1 全数把握の対象

一類感染症

(1)エボラ出血熱、(2)クリミア・コンゴ出血熱、(3)痘そう、(4)南米出血熱、(5)ペスト、(6)マールブルグ病及び(7)ラッサ熱

二類感染症

(8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア及び(11)重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び(12)鳥インフルエンザ（H5N1）

三類感染症

(13)コレラ、(14)細菌性赤痢、(15)腸管出血性大腸菌感染症、(16)腸チフス及び(17)パラチフス

四類感染症

(18)E型肝炎、(19)ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、(20)A型肝炎、(21)エキノкокクス症、(22)黄熱、(23)オウム病、(24)オムスク出血熱、(25)回帰熱、(26)キャサヌル森林病、(27)Q熱、(28)狂犬病、(29)コクシジオイデス症、(30)サル痘、(31)重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFVウイルスであるものに限る。）、(32)腎症候性出血熱、(33)西部ウマ脳炎、(34)ダニ媒介脳炎、(35)炭疽、(36)チクングニア熱、(37)つつが虫病、(38)デング熱、(39)東部ウマ脳炎、(40)鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く）、(41)ニパウイルス感染症、(42)日本紅斑熱、(43)日本脳炎、(44)ハンタウイルス肺症候群、(45)Bウイルス病、(46)鼻疽、(47)ブルセラ症、(48)ベネズエラウマ脳炎、(49)ヘンドラウイルス感染症、(50)発しんチフス、(51)ボツリヌス症、(52)マラリア、(53)野兎病、(54)ライム病、(55)リッサウ

イルス感染症、(56)リフトバレー熱、(57)類鼻疽、(58)レジオネラ症、(59)レプトスピラ症、(60)ロッキー山紅斑熱

五類感染症（全数）

(61)アメーバ赤痢、(62)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）、(63)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、(64)クリプトスポリジウム症、(65)クロイツフェルト・ヤコブ病、(66)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(67)後天性免疫不全症候群、(68)ジアルジア症、(69)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(70)侵襲性髄膜炎菌感染症、(71)侵襲性肺炎球菌感染症、(72)先天性風しん症候群、(73)梅毒、(74)破傷風、(75)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(76)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(77)風しん、(78)麻しん

新型インフルエンザ等感染症

(105)新型インフルエンザ、(106)再興型インフルエンザ

指定感染症

(107)中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCoRNAウイルスであるものに限る）、(108)鳥インフルエンザ（H7N9）

2 定点把握の対象

五類感染症（定点）

(79)RSウイルス感染症、(80)咽頭結膜熱、(81)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(82)感染性胃腸炎、(83)水痘、(84)手足口病、(85)伝染性紅斑、(86)突発性発しん、(87)百日咳、(88)ヘルパンギーナ、(89)流行性耳下腺炎、(90)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、(91)急性出血性結膜炎、(92)流行性角結膜炎、(93)性器クラミジア感染症、(94)性器ヘルペスウイルス感染症、(95)尖圭コンジローマ、(96)淋菌感染症、(97)クラミジア肺炎（オウム病を除く）、(98)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く）、(99)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(100)マイコプラズマ肺炎、(101)無菌性髄膜炎、(102)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(103)薬剤耐性アシネトバクター感染症、(104)薬剤耐性緑膿菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(109)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは(110)発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象

二類感染症

(12)鳥インフルエンザ（H5N1）

第3 実施主体

実施主体は、国、都道府県及び保健所を設置する市（特別区を含む）とする。

第4 実施体制の整備

1 中央感染症情報センター

中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症疫学センター内に設置する。

2 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センターは各都道府県等域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、都道府県等の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することとして、各都道府県等域内に1カ所、地方衛生研究所等の中に設置する。また、都道府県、保健所を設置する市、特別区間等の協議の上、当該都道府県内の地方感染症情報センターの中で1カ所を基幹地方感染症情報センターとして、都道府県全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付するものとする。

なお、以下の実施方法において、地方感染症情報センターが都道府県等の本庁の役割を代替する機能を担うことができるものとする。

3 指定届出機関（定点）

都道府県は、定点把握対象の五類感染症について、患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集するため、患者定点、疑似症定点及び病原体定点をあらかじめ選定する。

4 感染症発生動向調査企画委員会

（1）中央感染症発生動向調査企画委員会

本事業の適切な運用を図るために、厚生労働省に国立感染症研究所の代表、全国の保健所及び地方衛生研究所の代表、その他感染症対策に関する学識経験者からなる中央感染症発生動向調査企画委員会を置く。同委員会の事務局は中央感染症情報センターとする。

（2）地方感染症発生動向調査企画委員会

各都道府県域内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、都道府県に小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、微生物学、疫学、獣医学等の専門家、保健所及び地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等（10名程度）

からなる地方感染症発生動向調査企画委員会を置く。同委員会の事務局は地方感染症情報センターとする。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。

イ 保健所

- ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、当該患者（第2の(52)を除く）を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。
- ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 地方衛生研究所

- ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。
- ② 検査のうち、地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査

を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

オ 都道府県等の本庁

- ① 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下カ及びキにおいても同じ）を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

キ 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、都道府県等で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、全数把握の五類感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等の本庁に提供する。
- ② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及びエに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等に掲載する。

2 全数把握対象の五類感染症

（１）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

五類感染症（全数）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後 7 日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所に送付する。

イ 保健所

- ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、第 2 の(61)、(63)、(65)、(66)、(67)、

(70)、(72)、(74)、(75)、(76)、(77)又は(78)の患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。

- ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 地方衛生研究所

- ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票と検体又は病原体情報等が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。
- ② 検査のうち、当該地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

オ 都道府県等の本庁

- ① 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所が診断した医師から届出を受けてから7日以内に、登録情報の確認を行う。
- ② 都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下カ及びキにおいて同じ）を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

キ 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁で確認された患者情報を速や

かに集計し、分析評価を加えた全国情報について、一類感染症から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等の本庁に提供する。

- ② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及びエに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等として掲載する。

3 定点把握対象の五類感染症

（１）対象とする感染症の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、別に定める報告基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

（２）定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第２の(79)から(89)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

保健所管内人口	定点数
～３万人	１
３万人～７．５万人	２
７．５万人～	$3 + (\text{人口} - 7.5 \text{ 万人}) / 5 \text{ 万人}$

- ② 対象感染症のうち、第２の(90)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定め

る基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～ 7. 5 万人	1
7. 5 万人～ 1 2. 5 万人	2
1 2. 5 万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5 \text{ 万人}) / 10 \text{ 万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

- ③ 対象感染症のうち、第2の(91)及び(92)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～ 1 2. 5 万人	0
1 2. 5 万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5 \text{ 万人}) / 15 \text{ 万人}$

- ④ 対象感染症のうち、第2の(93)から(96)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～ 7. 5 万人	0
7. 5 万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5 \text{ 万人}) / 13 \text{ 万人}$

- ⑤ 対象感染症のうち、第2の(82)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(97)から(104)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。

- ① 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。
- ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(80)、(81)、(82)、(84)、(87)、(88)及び(89)を対象感染症とすること。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(90)を対象感染症とすること。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(91)及び(92)を対象感染症とすること。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(82)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(98)及び(101)を対象感染症とすること。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(99)、(102)、(103)及び(104)に関する患者情報を除く)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの④及び⑤(第2の(99)、(102)、(103)及び(104)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

イ 病原体情報については、原則として結果がまとまり次第、報告することとする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

- ① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における別に定める報告基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載する。
- ③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

- ① 病原体定点として選定された医療機関は、別に定める病原体検査指針により、微生物学的検査のために検体を採取する。
- ② 病原体定点で採取された検体は、別記様式の検査票を添えて、速やかに地方衛生研究所へ送付する。

ウ 保健所

- ① 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の

翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとする。また、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。

- ② 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 地方衛生研究所

- ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票及び検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付するものとする。
- ② 検査のうち、当該地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

オ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

カ 都道府県等の本庁

- ① 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された病原体情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

キ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

ク 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から伝送された患者情報を速

やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成し、都道府県等の本庁に送付する。

- ② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及び前記オに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等に掲載する。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、別に定める報告基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(109)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(110)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3（2）ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める報告基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2) のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。
- ③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 保健所

- ① 保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 都道府県等の本庁

都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

エ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

オ 中央感染症情報センター

中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から伝送された疑似症情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び定点把握の五類感染症の収集、分析結果とともに、週報等として作成し、都道府県等の本庁に送付する。

5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

(1) 保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

なお、医療機関より提出される検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。

（２）地方衛生研究所

ア 地方衛生研究所は、検体が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあつては、法施行規則第9条第2項に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。

（３）国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から送付された検体について検査を実施し、その結果を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

6 その他

（１）感染症発生動向調査は、全国一律の基準で実施されるべきものであるが、上記の実施方法以外の部分について、必要に応じて、各都道府県等の実状に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくことが求められる。

（２）政令市又は特別区において、当該検査事務を他の地方公共団体に委託する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定の定めるところによること。

（３）本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて健康局長が定めることとする。

第6 費用

国は、本事業に要する費用のうち、都道府県が支弁する法第14条から第16条の規定に基づく本事業の事務に要する費用に対して、法第61条の規定に基づき負担する。

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成１８年４月１日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成１８年６月１２日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成１８年１１月２２日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成１９年４月１日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２０年１月１日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２０年４月１日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２０年５月１２日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２３年２月１日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２３年９月５日から施行する。ただし、第５の３の（２）
の②の指定については、平成２３年７月２９日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２５年３月４日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２５年４月１日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２５年５月６日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２５年１０月１４日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２６年７月２６日から施行する。

健 感 発 0716 第 1 号
平 成 26 年 7 月 16 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

本日、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成 26 年政令第 256 号）、
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令
（平成 26 年政令第 257 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 258 号）、
中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の
予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替え
に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 81 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省
令（平成 26 年厚生労働省令第 82 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第
1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第
0308001 号当職通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る
基準」の一部について、別添の新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 7 月 26 日から適
用することとしたので御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等に周知願
いたい。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～6 (略) 第7 指定感染症 <u>1 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER S コロナウイルスであるものに限る。）</u> <u>(1) 定義</u> <u>コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のMER S (Middle East Respiratory Syndrome) コロナウイルスによる急性呼吸器症候群である。</u> <u>(2) 臨床的特徴</u> <u>ヒトコブラクダがMER S コロナウイルスを保有しており、ヒトコブラクダとの濃厚接触が感染リスクであると考えられている。一方、家族間、感染対策が不十分な医療機関などにおける限定的なヒト－ヒト感染も報告されている。中東諸国を中心として発生がみられている。</u> <u>潜伏期間は2～14日（中央値は5日程度）。臨床像は、無症状例から急性呼吸窮迫症候群（ARDS）を来す重症例までである。典型的な病像は、発熱、咳嗽等から始まり、急速に肺炎を発症し、しばしば呼吸管理が必要となる。下痢などの消化器症状のほか、多臓器不全（特に腎不全）や敗血性ショックを伴う場合もある。高齢者や糖尿病、腎不全などの基礎疾患を持つ者での重症化傾向がより高い。</u> <u>(3) 届出基準</u> <u>ア 患者（確定例）</u> <u>医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。</u> <u>この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。</u>	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～6 (略) 第7 指定感染症 (新規)

イ 疑似症患者

医師は、（２）の臨床的特徴を有する者について、（４）に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも１つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の疑似症と診断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体について、（４）に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも２つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群により死亡したと判断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体について、（４）に該当すること等から中東呼吸器症候群により死亡したと疑われる場合には、法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
検体から直接のＰＣＲ法による病原体の遺伝子の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
分離・同定による病原体の検出	

（４）感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

<u>ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域に渡航又は居住していたもの</u> <u>イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの</u> <u>ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの</u> <u>2 鳥インフルエンザ（H7N9）</u> （1）～（3） （略） 第8 （略）	鳥インフルエンザ（H7N9） （1）～（3） （略） 第8 （略）
--	--

新

旧

別記様式 1 ～ 5 (略)

別記様式 6 － 1

別記様式 6 － 1

中東呼吸器症候群 (MERS) 発生届

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項 (同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
 医師の氏名 印
 (署名又は記名押印のこと)
 従事する病院・診療所の名称
 上記病院・診療所の所在地 (※)
 電話番号 (※) () ー
 (※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

1 診断 (検査) した者 (死体) の類型					
・患者 (確定例) ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑いの死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢 (0 歳は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (か月)		
7 当該者住所					
電話 () ー					
8 当該者所在地					
電話 () ー					
9 保護者氏名		10 保護者住所 (9、10 は患者が未成年の場合のみ記入)			
		電話 () ー			

11 症状	・発熱 ・咳 ・咽以外の急性呼吸器症状 ・下痢 ・重篤な肺炎 ・多臓器不全 ・急性呼吸窮迫症候群 ・その他 () ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況 :) 2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況 :) 3 ヒトコブラクダその他の動物からの感染 (動物の種類・状況 :) 4 その他 () ②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)
	12 診断方法 ・検体から直接の PCR 法による病原体の遺伝子の検出 検体 (鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、創検材料、その他 :) ・分離・同定による病原体の検出 検体 (鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、創検材料、その他 :)	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
13 初診年月日 平成 年 月 日		
14 診断 (検査 (※)) 年月日 平成 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日		
16 発病年月日 (*) 平成 年 月 日		
17 死亡年月日 (※) 平成 年 月 日		

(1、3、11、12 及び 18 欄においては該当する番号等を○で囲み、4、5 及び 13 から 17 までの欄においては年齢又は年月日を記入すること。)

(※) 欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(※) 欄は、患者 (確定例) を診断した場合のみ記入すること。11 及び 12 欄においては、該当するもの全てを記載すること。)

この届出は診断後速ちに行ってください

別記様式 1 ～ 5 (略)

(新規)

別記様式 6－2 鳥インフルエンザ（H 7 N 9） （略）

別記様式 7 （略）

別記様式 6－1 鳥インフルエンザ（H 7 N 9） （略）

別記様式 7 （略）